## 契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、下記のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

記

- (1)対象期間 平成23年7月1日~
- (2)公表の対象となる契約先 次のいずれにも該当する契約先
  - ①当機構において役員または課長相当職以上の職を経験した者(以下「当機構OB」という。)が再就職していること
  - ②当機構との間の取引高が総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (3)公表する情報
  - ①当機構OBの再就職者の人数、職名及び当機構における最終職名
  - ②総売上高又は事業収入(直近の財務諸表に掲げられた額)に占める当機構との間の取引高の割合
  - ③直近3か年の事業年度(直近の財務諸表の対象事業年度及びその前事業年度・前々事業年度)ごとの当機構との取引高
  - ④一者応札又は一者応募である旨(一者応札又は一者応募である場合)
- (4) 当方に提供していただく情報
  - ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名)
  - ②契約締結日時点の直近の財務諸表(総売上高又は事業収入が記載されているもの)
- (5)公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内(4月に契約した契約については93日以内)

以上